

平成 30 年 9 月 20 日

各 位

「後見制度支援預金」の取扱い開始について

平素は格別なるご愛顧賜り厚く御礼申し上げます。

当組は、平成 30 年 10 月 1 日（月）より「後見制度支援預金」の取扱いを開始いたします。

「後見制度支援預金」の概要は下記のとおりです。

記

1. 名称 後見制度支援預金
2. 取扱開始 平成 30 年 10 月 1 日（月）
3. 利用対象者 家庭裁判所において後見開始（成年後見及び未成年後見）の審判及び、家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方で、当組合の営業区域内に住所または居所がある方

【対象の家庭裁判所】

大阪家庭裁判所

4. 主な特徴
 - ・家庭裁判所の指示書に基づいて取引を行います。
 - ・本預金は普通預金として取扱います。
 - ・店頭に表示する普通預金金利（変動金利）+ 0.1%の上乗せ金利を適用します。
 - ・キャッシュカードはご利用いただけません。また、各種付帯サービスもご利用いただけません。
5. 当組合取扱店舗
 - ・全 店

以上

本商品についてはこちら⇒[『後見制度支援預金のご案内』](#)をご覧ください。